

児童手当現況届の提出を 願います

現在、児童手当を受給している方は、児童手当の「現況届」の提出が必要です。

この現況届は、毎年6月1日における状況を記載していただき、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認するためのものです。現況届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。

提出が必要な方には現況届を郵送していますので、手続きをしてください。

◆提出期間

6月30日(火)まで

◆児童手当の目的

父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に手当を支給することで、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。

◆支給対象者

中学校修了(中学3年生)までの

子どもを養育している方

◆支給額(令和2年度月額)

・0歳～3歳未満

1万5千円(二律)

・3歳～小学校修了前

1万円(第3子以降は1万5千円)

・中学生 1万円(二律)

※第3子以降とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

◆支給時期

児童手当は原則として年3回で、前月分までの手当を支給します。

・6月(2月～5月分)

・10月(6月～9月分)

・2月(10月～1月分)

◆所得制限の導入

平成24年6月手当分より所得制限が導入されています。受給者の所得が所得限度額を超過した場合、「児童手当」は支給されませんが、「特例給付」として、支給対象の児童1人につき月額5千円が支給されます。

【扶養親族の数と所得限度額】

扶養親族	所得制限 限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※扶養親族の数とは、年末調整や確定申告などで申告した扶養親族などの人数を指します。

※扶養親族などの人数が6人以降は、1人増えるごとに38万円を所得限度額に加算します。

◆寄附について

児童手当などの全部または一部を、町の子育て支援の事業に活かすために寄附することが出来ます。寄附をご希望の方は、手当支給月の前月の20日までに役場窓口に出し出をしてください。

◆出生や転入などの場合は手続きを

出生や黒潮町への転入により、新たに受給資格が生じた場合や、児童手当の対象人数が変わった場合は、役場窓口(公務員の方は勤務先)での申請手続きが必要です。手続きは、出生日・前住所地を転出した際の転出予定日の翌日から数えて、原則15日以内に行ってください。

手続きが行われなかった場合は、手当を受給できない月が発生する場合があります。

また、受給者が公務員になった場合や、公務員を辞めた場合も手続きが必要です。

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所地域住民課 総合窓口第2係

☎ 5513701



精神保健福祉相談「嘱託
医相談」のご案内

精神障がい者または精神障がいの疑いのある方やそのご家族に対し、精神科医師による相談を開催します。

※精神科未受診者や治療中断者などが相談の基準になります。

◆日時

・6月24日(水)

午後1時30分～午後3時30分

・8月18日(火)

午前9時15分～午前11時15分

・10月20日(火)

午前9時15分～午前11時15分

・令和3年2月16日(火)

午後1時30分～午後3時30分

◆場所 幡多福祉保健所など

◆定員 1回2件まで

※2週間前までに電話で予約してください。

○お問い合わせ

幡多福祉保健所健康障害課

☎ 3415124